

目 次

第1部 調査の概要

1 調査目的	1
2 調査対象国	1
3 調査項目	1
4 調査実施機関	2
5 調査期間	2
6 本報告書を読む際の注意	2

第2部 各国の加害者に関する制度の概要

第1章 ブルネイ・ダルサラーム国	3
第2章 カンボジア王国	9
第3章 中華人民共和国	19
第4章 インドネシア共和国	28
第5章 ラオス人民民主共和国	37
第6章 マレーシア	44
第7章 ミャンマー連邦	52
第8章 フィリピン共和国	55
第9章 大韓民国	65
第10章 シンガポール共和国	75
第11章 タイ王国	87
第12章 ベトナム社会主義共和国	93
第13章 日本	102

第3部 各国の基礎データ	111
--------------	-----

第1部 調査の概要

1 調査目的

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下、「配偶者暴力防止法」という。）では、第 25 条において、国及び地方公共団体が「加害者の更生のための指導の方法」等に関する調査研究の推進に努めるよう規定している。

また、配偶者暴力防止法に基づく基本方針においても、国は、「配偶者からの暴力に関する加害者に対する指導等の実施に向けた調査研究の推進に努める」こととされている。

内閣府においては、平成 14 年度より配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査研究を実施し、平成 18 年 6 月に加害者の更生のためのプログラムの可能性と限界について検討した結果を「配偶者からの暴力の加害者更生に関する検討委員会報告書」として取りまとめたところであるが、本報告書において、「今後とも、内閣府において、国内外における実施状況の把握に努められたい」と記述されている。

以上の趣旨を踏まえ、これまで未実施であった諸外国における加害者更生プログラムの実施状況を把握することを目的に、東アジアにおける配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査研究を実施する。

2 調査対象国

13 カ国（ASEAN+3）

（ブルネイ、カンボジア、中国、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、韓国、シンガポール、タイ、ベトナム、日本）

3 調査項目

- (1) ドメスティック・バイオレンスに関する各国の基礎データ
- (2) 各国のドメスティック・バイオレンスの加害者に関する制度
 - ア 法体系
 - イ ドメスティック・バイオレンスに関する法律
 - ウ ドメスティック・バイオレンスの定義
 - エ 加害者に対する命令
 - オ 司法手続
 - カ 司法手続等におけるドメスティック・バイオレンスの加害者更生の位置付け
- (3) その他のドメスティック・バイオレンスの加害者への対応

4 調査実施機関

株式会社 日本リサーチセンター

なお、日本リサーチセンターが各国データの収集を行うに当たっては、放送大学非常勤講師 島直子氏とミネソタ大学大学院社会学博士課程在籍 篠原千佳氏の協力を得た。

5 調査期間

平成 19 年 12 月 3 日（月）～平成 20 年 3 月 18 日（火）

6 本報告書を読む際の注意

本報告書は、主に、調査期間内に国内において入手可能であった和文・英文の資料に依拠したものであり、必ずしも現時点の各国の実情を正確に反映しているとは限らない。調査時点で十分な情報が得られなかった項目については、「詳細不明」と記載している。